

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月4日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1854号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～7 （略） 8 <u>受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日</u> に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第24条第1項の規定の適用については、 <u>第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第24条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。</u>	附 則 1～7 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。